

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1北4西3地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

札幌駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画札幌駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

(2) 別表2北4西3地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、新設する札幌駅周辺地区の地区整備計画の区域内における建築物の用途に関する制限を新たに定めるため、本案を提出する。